

農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件 新旧対照表

○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成30年 3 月29日農林水産省告示第696号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 1 （略） 2 試験所に関する基準 法第44条第 1 項（法第56条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表 2 の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表 2 試験所に関する基準 <table><tr><th>試験等の方法の区分</th><th>基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="3">ISO/IEC 17025</td></tr><tr><td>木質ペレット燃料の日本農林規格に規定する測定方法</td></tr><tr><td><u>米中の4-アミノ酪酸（GABA）の定量－高速液体クロマトグラフ法</u></td></tr></table>	試験等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17025	木質ペレット燃料の日本農林規格に規定する測定方法	<u>米中の4-アミノ酪酸（GABA）の定量－高速液体クロマトグラフ法</u>	農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 1 （略） 2 試験所に関する基準 法第44条第 1 項（法第56条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表 2 の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表 2 試験所に関する基準 <table><tr><th>試験等の方法の区分</th><th>基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="3">ISO/IEC 17025</td></tr><tr><td>木質ペレット燃料の日本農林規格に規定する測定方法</td></tr><tr><td>（新設）</td></tr></table>	試験等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17025	木質ペレット燃料の日本農林規格に規定する測定方法	（新設）
試験等の方法の区分	基準												
（略）	ISO/IEC 17025												
木質ペレット燃料の日本農林規格に規定する測定方法													
<u>米中の4-アミノ酪酸（GABA）の定量－高速液体クロマトグラフ法</u>													
試験等の方法の区分	基準												
（略）	ISO/IEC 17025												
木質ペレット燃料の日本農林規格に規定する測定方法													
（新設）													